

基山町農業委員会会議録

平成28年5月6日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し
委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 石 正 人	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	西 依 義 實	出席	9	梁 井 正 義	出席
3	長 野 満 夫	出席	10	舟 木 壽	出席
4	大 村 廣	出席	11	森 一 則	出席
5	坂 本 勇 一	出席	12	簗 原 茂 行	出席
6	熊 本 富 雄	出席	13	原 利 廣	出席
7	井 上 忠 雄	出席			

本会の書記 石井 耕輔

審 議 事 項

第8号議案 農地法第3条の規定による許可申請 2件

第9号議案 農業経営基盤強化促進法の規定による申出 20件

報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理報告 1件

審議開始 9時 00分

審議終了 11時 00分

平成28年5月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成28年第5回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、7番委員と8番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第8号議案農地法第3条の規定による申出があったので許可を求めます。第8号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第8号議案1番朗読

この件につきましては、売買による所有権移転となっております。

権利を取得しようとする農地については、譲受人が長年借り受けていた農地で、所有者の方が規模縮小のため所有権移転の申請をされています。移転後も同様に田として利用する予定です。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農業機械の所有状況や農業従事者の状況についても問題ないことから、全てを効率的に利用して耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人及び譲受人の息子さんが年間を通して農作業に従事しており、農作業に常時従事する要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が6,977㎡となり、下限面積である5反要件も満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので農作業の効率的かつ総合的な利用を満たしております。

申請地は、城戸集落東側の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第8号議案1番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

9番委員

譲渡人については、以前から水稻作付けをされておらず、また作付けが難しいため規模縮小を希望されていました。譲受人については、本人は高齢ですが、きちんと農業をされており、また息子さんも手伝いをされるということなので、問題ないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。無いようですので、第8号議案1番については許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第8号議案1番は全会一致で許可します。

次に、第8号議案2番を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

第8号議案2番朗読

この件につきましては、売買による所有権移転となっております。

権利を取得しようとする農地については、譲受人が長年借り受けていた農地で、今回所有者の方が町外者のため更新をせず、所有権移転の申請をされています。移転後も同様に畑として利用する予定です。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農業機械の所有状況や農業従事者の状況についても問題ないことから、全てを効率的に利用して耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人及び譲受人の息子さんが年間を通して農作業に従事しており、農作業に常時従事する要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が16,545㎡となり、下限面積である5反要件も満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので農作業の効率的かつ総合的な利用を満たしております。

申請地は、グリーンパーク北側の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、2番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

6番委員

譲受人本人は高齢なので、息子さんが主に耕作されると聞いています。

畑として耕作される予定で、周囲にも影響はないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。無いようですので、第8号議案2番については許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第8号議案2番は全会一致で許可します。

次に、第9号議案1番を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

第9号議案1番朗読

1番については、貸付人の方が病気等で労力不足のため、今回利用権を設定されることになりました。使用貸借権の設定で期間は5年です。場所については、丸林集落西側の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、1番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

8番委員

貸付人が入院される前から借受人の方と話がついていたようで、エミューを飼育することについても、地元地区でも特に問題ないということです。耕作放棄地の予防にもなるので、問題ないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。無いようですので、第9号議案1番は計画決定したいと思いますが、計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案1番は全会一致で計画決定します。

事務局

第9号議案2番朗読

2番については、貸付人の方が高齢化のため、今回利用権を設定されることになりました。

た。使用貸借権の設定で期間は3年です。場所については、長谷川集落付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、2番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

3番委員

前回までは、地元の方が耕作されていたようですが、借受人の方が規模拡大したいということで今回の申請になっているようです。問題ないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。無いようですので、第9号議案2番は計画決定したいと思いますが、計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案2番は全会一致で計画決定します。

次に、第9号議案3番を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

第9号議案3番朗読

3番については、貸付人の方が経営縮小のため、今回利用権を設定されることになりました。使用貸借権の設定で期間は3年です。場所については、基山町役場西側の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、3番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

5番委員

借受人の方が実質的に耕作されていたようですが、今回正式に申請されるとのことですので、問題ないと思います。

議 長

第9号議案3番につきまして、他に意見はありませんか。

無いようですので、第9号議案3番については計画決定したいと思いますが、計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第9号議案3番は、全会一致で計画決定します。

次に、第9号議案4番を上程いたしますが、4番から19番まではすべて再設定となりますので一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第9号議案4番から19番までは再設定のため朗読を省略させていただきます。

4番については、使用貸借権の再設定で期間は5年です。場所については、城戸集落西側の圃場になります。

5番については、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所については、正応寺集落付近の圃場になります。

6番については、貸借権の再設定です。期間は3年で10aあたり30kgとなっています。場所については、第7区公民館西側の圃場になります。

7番については、貸借権の再設定です。期間は3年で10aあたり30kgとなっています。場所については、第7区公民館西側の圃場になります。

8番については、貸借権の再設定です。期間は3年で2筆あたり30kgとなっています。場所については、ドラッグストアモリ南側の圃場になります。

9番については、貸借権の再設定です。期間は3年で10aあたり5,000円となっています。場所については、鳥栖ジャンクション付近の圃場になります。

10番については、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所については、東洋製缶西側の圃場になります。

11番については、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所については、消防署基山分署西側の圃場になります。

12番については、貸借権の再設定です。期間は5年で園部2375番地は10aあ

たり3,000円、園部2405番地は10aあたり5,000円となっています。場所については、第2区公民館西側の圃場になります。

13番については、賃貸借権の再設定です。期間は5年で1筆あたり3,000円となっています。場所については、第2区公民館西側の圃場になります。

14番については、賃貸借権の再設定です。期間は5年で10aあたり45kgとなっています。場所については、基山町老人憩いの家西側の圃場になります。

15番については、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所については、若基小学校南側の圃場になります。

16番については、使用貸借権の再設定で期間は5年です。場所については、7区公民館西側及び弥生が丘駅東側の圃場になります。

17番については、使用貸借権の再設定で期間は5年です。場所については、伊藤ハム西側の圃場になります。

18番については、使用貸借権の再設定で期間は1年です。場所については、総合運動公園北側の圃場になります。

19番については、使用貸借権の再設定で期間は1年です。場所については、総合運動公園北側の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、4番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

8番委員

問題ないと思います。

議 長

5番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

2番委員

問題ないと思います。

議 長

6番、7番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

10番委員

借受人の方の家からも近く、農業も熱心にされており問題ないと思います。

議 長

8番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

11番委員

問題ないと思います。

議 長

9番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

11番委員

問題ないと思います。

議 長

10番について何かご意見はありませんか。

13番委員

問題ないですね。

議 長

11番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

3番委員

問題ないと思います。

議 長

12番、13番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

4番委員

今までも耕作されており、問題ないと思います。

議 長

14番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

13番委員

継続して耕作されているので、問題ないと思います。

議 長

15番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

8番委員

借受人の方は、農業に熱心で問題ないと思います。

議 長

16番、17番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

10番委員

利用権を設定される方は、しっかり農業をされており問題ないと思います。

議 長

18番、19番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

9番委員

18番については、水稻作付けされており問題ないと思います。

19番については、苗田として利用されており、その後もきちんと管理されているので、問題ないと思います。

ただ、二人とも体力的なこともあり今回は1年の設定となっているようです。

議 長

第9号議案第4番から第19番について他にご意見はありませんか。ないようですので、第9号議案第4番から第19番につきましては、計画決定したいと思いますが、計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案4番から19番は、全会一致で計画決定します。

次に、報告第7号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用について届出があっ

たので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第7号朗読

この件につきましては、申請人が市街化農地に共同住宅として転用するものです。水利組合から排水同意書もとられており、水利の問題はないと考えます。地元農業委員も確認をされており、市街化区域内の案件のため、会長専決により平成28年4月5日付けで受理通知書を交付しております。

場所は、高島団地南側になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、報告第7号について何かご意見はありませんか。地元委員さんから補足などありませんか。

3番委員

周囲も宅地になっており、特段問題はないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。無いようですので、報告第7号を終わります。

すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成28年 5月 6日

署名人

議 長

委 員

委 員